

第72号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成18年加東市条例第127号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</u></p> <p><u>1.5 令和4年度分の保険料であって、令和5年4月1日以後に納期限が到来するものの減免については、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を</u></p>	<p>附 則</p> <p>[削る]</p>

満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する場合

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。

16 前項の場合における第14条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難い事情があると認め

[削る]

るときは、別に申請期限を定めることができる」とする。	
----------------------------	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

## 第72号議案 要旨

### 加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことを踏まえ、国は、令和4年度に資格を取得したことにより令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来する介護保険料の減免にのみ財政支援を実施するものとしていた。市においてもこれらに対する減免規定を設けていたが、減免申請を行う第1号被保険者がいないこと、かつ、財政支援がなくなることを踏まえ、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免規定を削ること。（附則第15項及び第16項関係）

#### 3 施行期日 令和6年1月1日